

【デザイン原画応募に関する注意事項】

- 1 複数名（個人または法人）によるグループとして応募することも可能です。その場合は、代表者を1名定め、その他を共同制作者としてください。
- 2 応募は一人（1グループ）につき1点とし、複数の作品を応募することはできません。同一人物（同一グループ）が複数の作品を応募した場合、当該人物（当該グループ）のすべての作品について審査の対象から除外します。
- 3 作品は如何なる理由によっても返却しませんのでご了承ください。
- 4 制作費その他応募にかかる一切の経費は応募者側の負担とします。
- 5 事故等によって作品が破損した場合でも主催者はその責任を負いかねます。
- 6 応募用紙に記載した内容に虚偽が認められる場合、審査の対象から除外します。
- 7 応募する作品は未公表のものに限ります。作品が既に公表または他の公募等に提出されている場合、審査の対象から除外します。
- 8 作品が第三者の権利を侵害している場合、審査の対象から除外します。
- 9 応募者または応募者の属するグループが、次に掲げるいずれかに該当する場合、審査の対象から除外します。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、またはこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - ・反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名義の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、または経営に実質的に関与されること。
 - ・反社会的勢力に対して資金等を供給し、また便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与すること。
 - ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと
 - ・上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 10 公序良俗違反等、小田原市が不適切と認めた内容の場合、審査の対象から除外します。
- 11 最優秀作品については、実際に緞帳を製作するにあたり、必要な範囲で修正を行います。あらかじめご了承ください。
- 12 今回の募集に関して応募者から取得した情報は、本事業の目的のみに使用します。最優秀作品の方については、氏名、年齢、デザインの意味・考えた理由などを公表させていただきます。